

# 平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

( 新設・拡充・延長・その他 )

No	12	府省庁名 内閣府(厚労省と共同要望)
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他( )	
要望項目名	子育て支援に要する費用に係る税制措置の創設	
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）           <p>仕事と家庭の両立を支援する観点から、0～2歳の子どもを持つ世帯において、認可保育所への入所の希望がかなわず、やむを得ず公費の支援のない認可外の保育所等を利用する場合に、その費用の一部を税額控除の対象とする税制上の措置を講ずる。</p> </li> <li>・特例措置の内容           <p>0～2歳の子どもを持つ世帯において、認可保育所への入所の希望がかなわず、やむを得ず公費の支援のない認可外の保育所等を利用する場合の費用を対象とする新たな税制上の措置を講ずる。</p> </li> </ul>	
関係条文		
減収見込額	[初年度] 精査中 (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] —	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公費による支援のない認可外の保育所やベビーシッターの利用に要する費用の一部について、税額控除の対象とする税制上の措置を講ずることにより、認可保育所への入所を希望しながら、やむを得ずこうしたサービスを利用する方々の負担を軽減し、もって、若い世代が安心して結婚し子どもを産み育てやすい環境や女性が働きやすい環境の整備を目指す。</li> </ul> <p>(2) 施策の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 我が国の少子化の状況は、社会経済の根幹を揺るがす危機的状況にあるとの認識の下、平成27年3月に閣議決定された「少子化社会対策大綱」では、今後5年間を「集中取組期間」と位置づけ、政策を集中投入することとされている。           <p>このなかで、子育て支援施策の一層の充実が「重点課題」の筆頭に掲げられている。</p> </li> <li>○ また、安倍内閣では「女性が輝く社会」の実現を重要課題としており、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が成立・施行している。           <p>今後とも、女性の就業者数は増加を続けることが見込まれ、保育サービス等の確保がこうした取組推進の前提となっている。</p> </li> <li>○ 加えて、理想の子ど�数を持たない理由として、経済的な負担を挙げる方が多い中、子育てにかかる負担軽減のために、様々な施策が進められている。</li> <li>○ その中で、0～2歳の子どもを持つ方の中には、仕事と家庭の両立のため、認可保育所への入所を希望しながら、やむを得ず認可外保育施設に入所することとなった方も多い。</li> <li>○ 認可外保育施設の中には、保育料が認可保育所よりも割高となるところもあり、やむを得ず認可外保育施設を利用する方に対して、保育料の一部を控除するという支援を行うことで、子育てに係る負担軽減を図る必要がある。</li> </ul>	

(参考)

「平成 30 年度与党税制改正大綱」(平成 29 年 12 月 14 日) (少)

第一 平成 30 年度税制改正の基本的考え方

1 個人所得課税の見直し

(2) 今後の見直しに向けた基本的方向性

経済社会の著しい構造変化の中で、近年、結婚や出産をする経済的余裕がない若者が増加しており、こうした若い世代や子育て世帯に光を当てていくことが重要である。そのため、税制のみならず、社会保障制度、労働政策等の面を含め、総合的な取組みを進める必要がある。

本要望に  
対応する  
縮減案

—

ページ

12 — 2

	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標VII 安心して子どもを産み育てるなど可能にする社会づくりを推進すること 施策大目標VII-1 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子ども・子育て支援を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること
合理性	政策の達成目標	子育てに要する費用の一部について、税制上の措置を講ずることにより、子育て家庭の負担を軽減し、仕事と育児の両立を推進し、子どもを産み育てやすい社会を実現する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	子育てに要する費用の負担を軽減することで、仕事と育児の両立を推進し、子どもを産み育てやすい社会を実現する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税においても同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	理想の子ど�数を持たない理由として、子育てに要する費用が多くかかるなどを要因としている方が多いという調査がある中、子育て費用の負担軽減を図り、少子化を克服することが求められている。 認可外保育施設においては、認可保育所に比べて高額の保育料を支払う場合がある。自らの意思で認可外保育施設に通っているのでないならば、認可保育所より多く支払う保育料については、個人としては本来支払う必要のないものであり、こうした場合の支援を考えていく必要がある。
	ページ	12 — 3

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成28年度、29年度、30年度に同様の要望を行っている。